# 高松市・牟礼町合併協議会第9回会議。

# 附属資料 (新規提案分)

# 目 次

1	「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料(協議第31号資料)	1	~	3
2	「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料(協議第32号資料)	4	~	7
3	「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料(協議第34号資料)	8	~	1 1
4	「障害者福祉事業について」に関する資料(協議第35号資料)	1 2	~	2 6
5	「高齢者福祉事業について」に関する資料(協議第36号資料)	2 7	~	4 4
6	「交通関係事業について」に関する資料(協議第37号資料)	4 5	~	5 4
7	「上水道事業について」に関する資料(協議第38号資料)	5 5	~	6 8
8	「消防防災関係事業について」に関する資料(協議第39号資料)	6 9	~	7 5
9	「学校教育事業について」に関する資料(協議第40号資料)	7 6	~	8 4
0	「その他の事業について」に関する資料(協議第41号資料)	8 5	~	8 6

# 協議第31号資料

# 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農	業	委	員	会	及	び	選	挙	X	に	つ	11	τ	•	 •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	2
農		業	i	委	Ę	3	lā	_	っ	)	١J		7	•	 							•											3

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつ	いいて	部 会 名 農 業 委 員 会
分 類	農業委員会及び選挙区		•
	<del>,</del> 現	況	
項目	高 松 市	牟 礼 町	問題点・課題
1 区域面積	19,434 ha	1,648 ha	
			<u> </u>
2 農地面積	6,184 ha	2 7 5 ha	
	(平成16年1月現在)	(平成16年3月末現在)	
3 農家数	10,709 世帯	521 世帯	
(基準農業者数)	(平成16年1月現在)	(平成16年1月現在)	L
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会	対 応 策
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区	11
			超
			牟礼町農業委員会は、高松市農業委員 会に統合する。

協 定 項 目 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて							
分 類							
項目	現 高 松 市	況 牟 礼 町					
1 有権者数	20,321 人	1,246 人					
	(平成16年3月31日現在登録者数)	(平成16年3月31日現在登録者数)					
<ol> <li>2 委員数</li> <li>(1)選挙による 委員</li> </ol>	40人	15人					
(2)選任委員 (ア)農協·共済推 薦1号委員		1人					
(イ)議会推薦 2号委員	5人	0人					
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。					
牟礼町地域に	おける選挙による農業委員会の委員特例数の考え	方[参考]					
高松市の選挙	による農業委員会の委員1人当たりの農地面積	6 , 1 8 4 h a ÷ 4 0 人 1 5 5 h a -					
に基づく牟礼	し町区域の選挙による農業委員の委員数	2 7 5 h a ÷ 1 . 7 7 -					
高松市の選挙	による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数	10,709世帯÷40人 268世帯 -					
に基づく牟礼	に基づ〈牟礼町区域の選挙による農業委員会の委員数 521世帯÷ 1.94 -						
(農地面積に	よる基準値)と (基準農業者数による基準値)の平均	( + ) ÷ 2 = 1 . 8 6 <b>2人</b>					

部 会 名 農 業 委 員 会

問題点・課題 合併後の選挙による委員の定数と在任期 間の取扱いを定める必要がある。

対応 年礼町農業委員会の委員で選挙による 委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2 号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

調整案 牟礼町農業委員会の委員で選挙による 委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2 号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

# 協議第32号資料

# 「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て ・・・・・・・・・・・・・・ 5~ 7

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い						
分 類	職員数等						
	現	況					
項 目	高 松 市	牟 礼 町					
1 職員数	3,287人(平成16年4月1日 現在)	154人 (平成16年4月1日 現在)					
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職·教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 14 人 課長補佐級 17 人 係長級 33 人 一般職·教員等 90 人 (平成16年4月1日 現在)					
3 級別職種	「大阪・	(行政職) 1級 主事、教諭、保育士、保健師 2級 主事、教諭、保育士、保健師 3級 主任主事、主事、主任教諭、教諭、主任保育士、保育士、保育士、主任保健師、保健師 4級 係長、主任主事、主任教諭、主任保育士、主任保健師 5級 課長補佐、係長、苑長、園長、保育所長、主任主事、主任教諭、主任保育士、主任保健師 6級 課長補佐、局長、室長、係長、苑長、園長、保育所長 7級 課長、局長、室長、館長、苑長及びこれに相当する職務にある者 8級 課長、局長、室長、館長、苑長及びこれに相当する職務にある者					

部 会 名 総 務

問題点・課題

対応策

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

協定項目	10 一般職の職員の身分の耳	又扱い				部 会 名	総務
分 類	職員数等						
			沥	J			
項目	高 松 1 課長又はこれに相 2 困難な業務を処理 これに相当する職 1 部次長又はこれに 2 困難な業務を処理 に相当する職務 1 0級 1 部長又はこれに相 2 困難な業務を処理 れに相当する職務 1 1級 1 困難な業務を処理 に相当する職務 に相当する職務	間する課長補佐又は 誘 相当する職務 関する課長又はこれ 関当する職務 関する部次長又はこ 関	れらの者に 2級 相当の経験 理士、自動 る者 3級 高度の経験 理士、自動 る者 4級 特に高度の	類する者 を必要とする 車運転手等こ を必要とする 車運転手等こ 経験を必要と	町 車運転手等こ 用務の者に類す 用務の者に類す の者をである。 でする用務の者に でするの者に	対	点 : 課 題

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い		部 会 名 総 務
分 類	職員数等		
	現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点:課題
4 平均給料月額等	区分 一般行政職 技能職	区分 一般行政職 技能職	
	平均給料月額 358,539円 347,589円	平均給料月額 320,810円 206,017円	
	平均給与月額 417,272円 390,950円	平均給与月額 341,431円 231,174円	
	平均年齡 42歳2月 44歳4月	平均年齢 45歳4月 45歳1月	
	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	対 応 策
			調整案

# 協議第34号資料

# 「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・9~11

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名 総務・企画財政・市民・環境・消防
分 類	一部事務組合等の状況		
項 目 1 高松地区広域 市町村圏振興事務組合	現 高 松 市 (構成市町) 高松市・牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町 香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設及び同施設に併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椛川ダムの建設 椛川ダムの建設	高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。	問題点・課題 ・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。  対応  一両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合については、高松市として引き続きか入する。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 ・牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。
2 木田香川地区 町村税滞納整 理組合	該当なし。	(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・ 直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理	調整案 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名	総務·企画財政·市民·環境·消防
分 類	一部事務組合等の状況			
	現	況		
項 目 3 讃岐地区広域 消防組合	高松市	年 礼 町 (構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 (1)及び(3)については、(2)の届出に係るものに限る。	対	(A) 課題 (D)
4 香川県東部清掃施設組合	該当なし。	(構成市町) 牟礼町・さぬき市・東かがわ市・三木町・庵治町 香川町 (共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営	調	整案

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名 総務·企画財政·市民·環境·消防
分類	一部事務組合等の状況		
	現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点・課題
5 香川県市町総合事務組合	該当なし。   	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内 全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、 財産区(34財産区)	
		<ul><li>(共同で処理する事務)</li><li>・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務</li><li>・非常勤消防団員の災害補償</li><li>・消防作業及び救急業務協力者の災害補償</li></ul>	対 応 策
		<ul> <li>・消防作業及び救急業務協力者の災害補償</li> <li>・水防従事者の災害補償</li> <li>・災害対策応急措置業務従事者の災害補償</li> <li>・非常勤消防団員の退職報償金支給</li> <li>・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給</li> <li>・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償</li> <li>・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</li> </ul>	双 心 束
			調整案
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【牟礼町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月24日	

# 協議第35号資料

# 「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	 1 3
支援費等の支給・変更決定業務について	 1 4
育成医療等負担費用助成事業について	 1 5
補装具給付費用負担額助成事業について	 1 6
訪 問 入 浴 サ - ビ ス 事 業 に つ い て	 1 7
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	 1 8
障害者(児)社会参加推進事業について	 1 9
手 話 奉 仕 員 養 成 事 業 に つ い て	 2 (
手 話 奉 仕 員 等 派 遣 事 業 に つ い て	 2 ′
福祉タクシー設置補助事業について	 2 2
身体障害者パソコン教室事業について	 2 3
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	 2 4
知的障害者小規模通所授産施設運営事業について	 2 5
心身障害者医療費助成事業について	 2 6

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉
分 類	障害者手帳の交付		
	現	況	
項 目 1 身体障害者	高 松 市 (実施機関)中核市として、高松市が実施	年 礼 町 (実施機関)香川県において実施	問題点・課題 身体障害者手帳の交付事務について、
手帳の交付	(内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて	(大肥機関) 自州宗にあれて実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて 身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事 へ進達する。 (申請から交付まで)	実施機関に差異がある。
	申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付 H15年度実績: 2,590件	申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元 へ送付 申請者へ交付	対 応 策
2 療育手帳の 交付	(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付	高松市と同じ。	高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
	H15年度実績:236件	H15年度実績:5件	
3 精神障害者 保健福祉手 帳の交付	(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神 障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者 保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ 進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元 へ送付 申請者へ交付		高松市の制度に統一する。
	H15年度実績:324件	H15年度実績: 5件	

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉
分 類	支援費等の支給・変更決定業務		
	現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点・課題
1 身体障害者· 知的障害者 支援費支給· 変更決定業務	(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。 (申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用 (利用者負担額)		
	所得に応じた、利用者負担額あり。 H 15年度実績: 956人	H15年度実績:27人	対 応 策
2 障害児支援 費支給·変更 決定業務	(内容) 居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、 支援費の支給を申請することができる。 (申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用	高松市と同じ。	
	(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:194人	H15年度実績:11人	調整案
3 精神障害者 居宅生活支 援事業の決 定業務	(内容) 居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、 支援事業の申請をすることができる。 (申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用 (利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。		高松市の制度に統一する。
	H15年度実績:46人	H15年度実績: 0人	

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉
分 類	育成医療等負担費用助成事業	
	現 況	
項 目 1 事業内容	高 松 市 牟 礼 町 育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用 該当なし。 を負担している者に、その費用を助成する。	問題点,課題
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療)	対応策
3 助成額	所得に応じた利用者負担額	7,5 7,6
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。	
5 助成方法	口座振込	
6 助成実績	適用医療 延べ人数 助成額 育成医療 132人 2,870千円 更生医療 1,698人 10,770千円 平成15年度	調整案 高松市の制度を適用する。

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉
分 類	補装具給付費用負担額助成事業		
	現	況	
項 目 1 事業内容	高 松 市 補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	牟 礼 町 該当なし。	問題点·課題
2 助成額	所得に応じた利用者負担額		
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。		対応策
4 助成方法	口座振込		
5 助成実績	身体 障害者 障害児     助成額       交付 173件 80件     4,459千円       修理 318件 70件     平成15年度		調整案 高松市の制度を適用する。

協定項目	24-6 障害者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	訪問入浴サービス事業		
	現	況	
項 目 1 事業内容	高 松 市 身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴 を支援する。	新当なし。 一般では、 一般では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	問題点:課題
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者		
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円~12,500円/回 18階層に区分して徴収)		対 応 策
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施		
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度		調整案
			高松市の制度を適用する。

協定項目	24-6 障害者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業		
	<del>.</del> 現	況	
項 目 1 事業内容	高 松 市 心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県 心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成す る。	牟 礼 町 該当なし。	問題点・課題
	【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制 度条例に基づき実施されているもので、心身障害者 (児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となっ たとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給され る制度		対応策
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、 特別障害者手当の所得制限を超えていない者		
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円~13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)		調整案
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請		
5 支給方法	口座振込		
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度		

協定項目	24-6 障害者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	障害者(児)社会参加推進事業		
	<b>.</b> 現	況	
項 目 1 障害者社会見 学事業	高 松 市 日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催	牟 礼 町 該当なし。	問題点·課題
2 障害児社会見 学事業	参加人数:1,036人 日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施参加人数:1,247人	該当なし。	対 応 策
3 街頭キャンペー ン	・「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、 街頭啓発キャンペーンを実施している。 (平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に 啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人	該当なし。	調整案 高松市の制度を適用する。
4 障害児作品展	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。 (平成15年度実績)参加者:724人作品 :541点	該当なし。	

協定項目	24-6 障害者福祉事業				部 会 名	健 康 福 祉
分 類	手話奉仕員養成事業					
	現	ž	兄			
項 目 1 事業内容	高 松 市 聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間/基礎課程45時間・定員 40人	該当なし。	礼	町	問題	点,課題
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者・全課程80%以上出席できる者・入門・基礎課程とも参加できる者					
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施				対	応 策
4 募集(申込) 方法	広報たかまつに掲載し、募集する。 申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。					
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担				調 高松市の制度	整 案 を適用する。
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室					

協定項目	24-6 障害者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	手話奉仕員等派遣事業		
	現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点・課題
1 手話奉仕員 派遣事業	(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通 訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に 委託し、手話奉仕員を派遣する。 (派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をす る者がいない重度の聴覚障害者 (費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費 は奉仕員分についても派遣対象者が負担 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度	該当なし。	対 応 策
2 要約筆記奉 仕員派遣事 業	(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。 (派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。 (費用負担) 無料 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度	該当なし。	調整案 高松市の制度を適用する。

協定項目	24-6 障害者福祉事業			部 会 名	健康福祉	止
分 類	福祉タクシー設置補助事業					
	現	況				
項 目 1 事業内容	高 松 市 身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	ΫL	田丁	問題		<b>i</b>
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社					
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)			対	応策	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度			高松市の制度	整 案 度を適用する。	

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	身体障害者パソコン教室事業			
	<del>,</del> 現	況		
項 目 1 1 事業内容	高 松 市 牟 摩害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を 該当なし。 促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人 )	礼  町	問題点:課題	
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者			
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施		対応策	
4 募集(申込) 方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。			
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担		調整案	
6 開催実績	年2回開催 (6月·10月) 1開催につき、昼の部·夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)			
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター			

協定項目	24-6 障害者福祉事業				部会名	健 康 福 祉
分 類	在宅重度心身障害者訪問診査事業					
	現	72	兄			
項 目 1 事業内容	高 松 市 身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に 出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であっ て、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を 対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行 う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第 15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	(本) (表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、	₹L	町	問題	夏 点 · 課 題
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相 談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度 心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者				対	応 策
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施					
4 訪問診査の内 容	・重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 ・重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導				高松市の制度	整 案 度を適用する。
5 費用負担	無料					
6 利用実績	平成15年度 2回					

協定項目	24-6 障害者福祉事業				
分 類	知的障害者小規模通所授産施設運営事業				
	<del>.</del> 現	況			
項目	高 松 市	牟 礼 町			
1 実施主体	該当なし。   	<b>羊礼町</b>			
2 事業内容		雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模通所授産施設の運営を行う。			
3 施設種類及び 定員		知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワーク ハウス」(牟礼町大字原765番地) 定員 19人			
4 施設の態様		<ul><li>・土地及び家屋は町有</li><li>・旧小学校分校舎を活用</li><li>・駐車場は民有地を町が借地</li></ul>			
5 運営方法		牟礼町社会福祉協議会に委託			
6 運営経費		10,500千円(国庫補助対象) (補助率) 国1 / 2 県1 / 4 町1 / 4			

部 会 名 健 康 福 祉

問題点・課題 高松市では設置していない。

対応策 年礼町の知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐものとする。 なお、合併後5年以内に、社会福祉法人

なお、合併後5年以内に、社会福祉法人による設置・運営に移行するよう、調整するものとする。

# 調整案

知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐものとする。

協定項目	24-6 障害者福祉事業				
分 類	心身障害者医療費助成事業				
	<del>.</del> 現	況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町			
1 助成対象者	身体障害者手帳1級~4級、療育手帳® A、®、 Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。 ただし、身体障害者手帳4級及び療育手帳Bについては年齢が70歳未満の者とし、所得制限を適用している。			
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及びBについては、自己負担額の1/2を助成する。 その他の者については、高松市と同じ。			
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は 償還給付)	<b>償還給付</b>			

部 会 名	民	

間	題	点	課	題
		力成内容	及び助	成方法に
差異があ	<b>ర</b> .			

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の
翌年度から、高松市の制度に統一する。

調整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市の制度に統一する。

# 協議第36号資料

# 「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	 2 8
高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業について	 2 9
敬を会事業について	 3 0
老人介護支援センター事業について	 3 1
敬老祝品贈呈事業について	 3 2
高齢者訪問事業について	 3 3
高齢者生きがいデイサービス事業について	 3 4
軽 度 生 活 援 助 事 業 に つ い て	 3 5
老人福祉施設整備事業利子補給について	 3 6
老人クラブ活動促進事業について	 3 7
シルバー人材センター運営費補助事業について	 3 8
牟礼町老人福祉センターについて	 3 9
高齢者入浴助成事業について	 4 (
寝たきり高齢者寝具乾燥等事業について	 4 1
家族介護教室事業について	 4 2
喫 茶 あ ん だ ら 話 事 業 に つ い て	 4 3
いきがい農園事業について	 4 4

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	部 会 名	健康福祉	
分類	高齢者と地域の交流事業			
	現	況		
項 目 1 対象者	高 松 市 地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳 以上のひとり暮らし高齢者等	牟 礼 町 該当なし。	問題	点 : 課題
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)			
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託			
4 費用負担	市 190円 社会福祉協議会 190円 利用者 170円		対	応 策
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円			
			調 高松市の制度	整 案

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉
分 類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	20	
項 目 1 実施主体	現 高 松 市 市内35地区を実施単位とし、各地区において活動 している多様な団体の参加のもと、地域支え合い ネットワークを構成する団体	況 牟 礼 町 該当なし。	問題点・課題
2 実施内容	地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。 事業例 緊急時・災害時の支援体制づくり事業 ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業 地域との交流を推進する仲間づくり事業 地域での孤立防止を図る相談援助事業 孤独感の解消を図る訪問事業 世代間交流事業 など		対 応 策
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付		
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業		調整案 高松市の制度を適用する。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業				
分 類	敬老会事業				
	<del>.</del> 現	況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町			
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	高松市と同じ。			
2 対象者数	·在宅 28,315人 ·施設 1,371人 (平成15年度)	·在宅 1,363人 ·施設 69人 (平成15年度)			
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	町が実施。			
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	町公民館			
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	敬老の日			
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。			

	問	題	点		課	題	
運営異があ	方法、 5る。	開催	場所	及び	開催	時期に	差

文	য	応	策	
高松市(	の制度に	統一する	0	

調整	案
高松市の制度に統一	<u></u>
1 3 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業				
分 類	老人介護支援センター事業				
	現				
項 目	高 松 市	牟 礼 町			
<ul><li>1 地域型</li><li>支援センター</li></ul>	事業内容 要援護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など 運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託 センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設) (職員配置 - 配置基準) 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネシ・ャー) 他の業務との兼務可	事業内容 高松市と同じ。 運営方法 社会福祉法人守里苑に委託 センター数 地域型老人介護支援センター 1カ所(委託) (職員配置) 相談員1人(常勤)			
<ol> <li>基幹型 支援センター</li> </ol>	事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催 運営方法 直営(高松市が運営) センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)	該当なし。			

部 会 名 健 康 福 祉

問題点・課題

対応 地域型支援センターについては、高松市の制度に統一する。

調整<u>案</u> 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部:
分 類	敬老祝品贈呈事業		·
	<del>.</del> 現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	該当なし。	
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢 者に敬老祝品を贈呈する。		
3 対象者数	·90~97歳 2,618人 計2,804人 ·98歳以上 184人 (平成15年度)		
4 祝品内容	90~97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当		
5 贈呈方法	90~97歳 民生委員·児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は郵送		高松

題	課	•	点	題	問	

対	応	策

調	整	案
高松市の制	度を適用する	3.

	協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業				
	分 類	高齢者訪問事業				
		<del>.</del> 現	況			
	項 目	高 松 市	牟 礼 町			
1	対象者	98歳以上の高齢者	96歳以上の高齢者			
	実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢 者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。				
3	対象数	·在宅 120人 合計184人 ·施設 64人 (実訪問者数) ·在宅 26人 合計67人 ·施設 41人 (平成15年度)	·在宅 15人 (実訪問者数) ·在宅 6人 合計7人 ·施設 1人 (平成15年度)			
4	訪問時期	9月上旬(2日間)	9月上旬(1日間)			
5	訪問者	市長、議長など	町長、議長など			

部 会 名	健 康 福 祉

	問	題	点	•	課	題	
対象	者等	に差	異があ	5る。			

対	応	策
高松市の制度	をに統一する	0

調整案
高松市の制度に統一する。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分 類	高齢者生きがいデイサービス事業	
	<del>-</del> 現	況
項 目	高松市	牟礼町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援·要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに 準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動 作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが 1項目以上)	(要件) 高松市と同じ。
2 サービス内容	日常動作訓練 健康チェック 入浴サービス 食事サービス 送迎サービス 趣味活動・創作活動 レクリエーション	健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動 レクリエーション
3 実施場所	老人デイサービスセンター及び老人福祉センター 	菜切·浜北·大町·南地区·原浜の5公民館
4 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	牟礼町社会福祉協議会へ委託
5 利用登録者	579人	70人
	(平成15年12月31日現在)	(平成15年12月31日現在)
6 利用回数	利用回数 2回/月	利用回数 1回/月
7 費用負担	生活保護世帯 市 3,155円/回 利用者 なし その他の世帯 市 2,772円/回 利用者 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は利用者 から別途徴収 (383円を含め、1,000円程度/回)	町 人件費、講師料等を社会福祉協議会 へ支払う。 (平成15年度・・・706,614円) 利用者 昼食代等500円(材料費等込み)

部 会 名 健 康 福 祉

問題点・課題 サービス内容、実施場所、実施方法、利 用回数及び費用負担に差異がある。

対応策

調整 案 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分 類	軽度生活援助事業	
	<del>!</del> 現	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業名	軽度生活援助事業	生活管理指導員(ホームヘルパー)派遣事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者、 高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	高松市と同じ。
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 シルバー人材センター会員	牟礼町社会福祉協議会へ委託 援助者 社会福祉協議会(ホームヘルパー)
5 利用登録者	609人	6人
6 利用回数· 時間	利用回数 2回/月 利用時間 3時間/回	利用回数 2回/月 利用時間 2時間/回
7 費用負担	生活保護世帯 市 800円/時間 利用者 なし その他の世帯 市 720円/時間 利用者 80円/時間	町 … 1,872円/時間 利用者… 208円/時間 世帯による費用負担の区分はない。

部 会 名 健 康 福 祉	
---------------	--

	問	題	点		課	題	
対象 担に差		実施フ がある。		利用	時間及	及び費	用負

対	応	策	
高松市の制度	とに統一する。		

調	整	案
高松市の制度	こ統一する。	

	協定項目	24-7 高齢者福祉事業			
	分 類	老人福祉施設整備事業利子補給			
		現	況		
	項目	高 松 市	牟 礼 町		
1	対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度 から廃止している。	(要件) 社会福祉法人		
2	利子補給対象 事業	社会福祉·医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う 事業	高松市と同じ。		
3	利子補給期間	20年以内	20年間		
4	利子補給対象 事業者数	11法人	1法人		
5	利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) 元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業 補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回ら ない。)	守里苑利子補給利率(覚書による) 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業 補助金交付要綱)算定基準による利率 2.9%/2+1%=2.45% (2.9%は実際償還利率) 守里苑の整備に係る利子補給については、他の 同種施設と合わせ、牟礼町、庵治町、三木町の3町 の協議に基づき、3町により、相互負担する取扱いと している。		

部 会 名 健 康 福 祉

## 問題点:課題

利子補給利率に差異がある。

高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。

利子補給の財源として、庵治町及び三木町から負担金を徴している。

## 対 応 策

高松市の制度に統一する。

ただし、合併時において牟礼町が利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用するものとする。

なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までに清算できるよう3町で協議するものとする。

## 調整案

高松市の制度に統一する。

ただし、合併時において牟礼町が利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用するものとする。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分 類	老人クラブ活動促進事業	
	現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 組織等	(名称) 高松市老人クラブ連合会	(名称) 牟礼町老人クラブ連合会
	単位老人クラブ 340クラブ	単位老人クラブ 17 クラブ
	会員数 19,658人 60歳以上の加入者	会員数 676人 60歳以上の加入者
	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動 老人大学、教養講座、講習	高松市と同じ。
	会の開催、社会見学等	
	社会奉仕活動 公共施設清掃、施設慰問、	
	友愛訪問等	
	スポーツ振興 スポーツ大会、ゲートボール	
	大会、ペタンク大会等	
3 補助内容	   老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円	   老人クラブ連合会活動事業補助金 1,800千円
3 補助内合	老人グラブ連合会通営事業補助金 8,000千円	七人ソノノ连ロ云泊勤争未開助立 1,000十日
	老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	

部 会 名 健 康 福 祉

<u>問題点・課題</u> 補助内容に差異がある。

対 応 策 合併年度は現行のとおりとし、合併年度 の翌年度から、高松市の制度に統一する。 牟礼町老人クラブ連合会については、高 松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

	協定項目	24-7 高齢者福祉事業					
	分 類	シルバー人材センター運営費補助事業					
		<del>.</del> 現	況				
	項 目	高 松 市	牟 礼 町				
1	目的		よ 町内在住の60歳以上の方々に生きがいとしての就的 業先を提供し、活力ある地域社会づくりを目指す。の				
2	補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,128人(平成15年度末現在) 年会費 1,000円	名称 牟礼町社会福祉協議会シルバー人材センター 会員数 61人(平成15年度末現在) 年会費 高松市と同じ。				
3	補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 人件費助成 生活援助事業助成 一括して2,500千円				

部 会 名	健	康	福	祉

問		点	•	課	題	
補助内	容に差	異があ	<b>うる</b> 。		,	

対	応	策
		とし、合併年度
		度に統一する。 /ターについて
は、高松市シル		
合を促す。		

# 調整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業			<u>1</u>
分 類	牟礼町老人福祉センター			
	現		況	
項 目	高 松 市		牟 礼 町	
1 老人福祉	該当なし。	(1)	名 称	
センター			牟礼町老人福祉センター(いきいきセンター)	祖
		(2)	施設	月あ
	参考		特A型	
	・ ふれあい福祉センター勝賀の主な設備		浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談	
	老人福祉センター		室、診察室、検査室、栄養指導室、図書コー ナー、教養娯楽室、事務室等	
	浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活 相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務			枚
	日の主、凶音コーケー、教養妖术主、争加 国際主義を表現している。 「一」というでは、自己の主義を表現している。		牟礼町在住の60歳以上の者	12
	・その他	(4)	運営方法…直営	年度
		(4)	生言ガ法…且言 土曜日、祝祭日休み 8:30~17:15	度
	Ⅰ ・ 利用対象者		<b>風呂</b> (10:00~15:00)	あす
	・老人福祉センター(浴室を除く。)	(5)	職員配置	9
	市内に住所を有する60歳以上の者	(-)	所長(保健師)、保健師4名、管理栄養士1名、	=
	・老人デイサービスセンター		運転士1名、パート看護師2名、パート2名	
	市内に住所を有する65歳以上の身体又は			
	精神上の障害により生活に支障がある者	(6)	使用料	
	・その他利用施設によって要件あり。		浴室使用料200円	
			集会室(大)、集会室(小)、会議室については、	
	実施方法…高松市福祉事業団に委託		利用時間により設定	枚
	月曜日、12/29~1/3休み	( <b>-</b> )	THE THE AR	1/2
	9:00~17:00(会議室は22:00まで)	(7)	利用形態 同センターで、健康相談、予防接種、乳児相	併
	風呂(10:00~20:00)		説、ガン検診等保健事業に関する業務を行って が、ガン検診等保健事業に関する業務を行って	日年
	  ・ 老人福祉センター浴室使用料(勝賀等)		113.	カ と
	市内高齢者 300円		2階の集会室等については、公民館が管理	
	子供 200円		し、利用料はセンターに入る。	-
	その他 390円		利用形態については、他の協定項目で 調整	

部 会 名 健 康 福 祉

## 問題点 : 課題

高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と比べて、施設の機能、利用対象者、運営方法及び使用料に差異がある。

#### 対 応 策

- ・牟礼町老人福祉センターについては、高 松市に引き継ぐものとする。
- ・利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様の取扱いとする。

ただし、60歳以上の者の浴室使用料に ついては、現行のとおりとする。

## 調整案

- 牟礼町老人福祉センターについては、高 松市に引き継ぐものとする。

利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様の取扱いとする。

ただし、60歳以上の者の浴室使用料に ついては、現行のとおりとする。

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業				
分類	高齢者入浴助成事業				
	現	況			
項 目 1 対象者	高 松 市 市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	新当なし。 一様 一様 一			
2 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で確認し、交付 (交付枚数) 1人当たり年間15枚				
3 対象入浴施設等	(対象施設) 公衆浴場組合加入の銭湯 (入浴料等) 300円 高松市負担分 210円 公衆浴場組合負担分 90円				

部会名	健康福祉	

問	題	点	,	課	題	

対	応	策	

	調	整	案	
高	部松市の制	度を適用する	3.	

協定項目	24-7 高齢者福祉事業							
分類	寝たきり高齢者寝具乾燥等事業							
	<del>.</del> 現	況						
項 目	高 松 市	牟 礼 町						
1 事業名	在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	要援護高齢者等寝具類等洗濯乾燥消毒サービス 事業						
2 対象者要件	市内に住所を有するおおむね65歳以上の寝たきり 高齢者で、市民税非課税世帯の者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯、その他町長が特に必要と認める者						
3 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施。 (水洗いは年4回まで) 1回当たり 掛ふとん2枚以内 敷ふとん1枚 毛布1枚	1会計年度一人2回まで 掛け布団、敷き布団、毛布 掛け布団、敷き布団、毛布、マットレス 、 のうちどちらか1つを年2回まで選択						
4 費用負担	無料	掛け布団、敷き布団、毛布630円 掛け布団、敷き布団、毛布、マットレス1,050円						

会名 健康福祉
---------

	間	題	点		課	題	
対象 がある		事業内	容及	び費	用負	担に著	<b>差異</b>
,,	U						

対	応	策	
高松市の制	度に統一する	) <sub>0</sub>	

訓	周	整	案
高松市の	の制度に	統一する。	
1			

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	部 会 名 健 康 福 祉	
分 類	家族介護教室事業		
項 目 1 対象者要件	現 高 松 市 在宅で高齢者を介護している家族、近隣の援助者 等	況 牟 礼 町 高松市と同じ。	問題点・課題
2 実施内容	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得する場として、教室を開催し、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	高松市と同じ。	
3 運営方法	老人介護支援センターへ委託 月1回程度実施 委託料:開催1回当たり 3万円	老人介護支援センターへ委託 毎週土曜日実施 委託料については支援センター委託料に含まれる。	対応策
4 費用負担	事業の参加費は無料 教材費等の実費については、利用者の負担	高松市と同じ。	調整案 高松市の制度に統一する。

_			
	協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
	分 類	喫茶あんだら話事業	
		現	況
	項 目	高 松 市	牟 礼 町
1	対象者	該当なし。	町内在住の65歳以上の高齢者
L	実施内容		おしゃべりをすることにより、引きこもりの予防をす る。
3	実施方法	参考 高齢者と地域の交流事業、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人クラブ活動等を通じて、 地域との交流を図っている。	6つのボランティアグループ(連合体)が交替でコーヒーやお菓子を出して接待する。
4	費用負担		個人負担100円(お菓子代) ボランティアグループに年5万円補助
5	実施状況		町内3ヶ所で月5回実施 午前9時半から11時半まで (2ヶ所は月2回。1ヶ所は月1回。)

部 会 名 健 康 福 祉

問題点・課題

対応策 牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。

## 調 整 案

牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部 会 名 健 康 福 祉
分 類	いきがい農園事業		
項 目 1 対象者	現 高 松 市 該当なし。	況 牟 礼 町 60歳以上の高齢者	問題点・課題 高松市では事業を実施していない。
2 実施内容		高齢者による生産活動を通じて励まし合い、収穫 の喜びを共有する。	対応策
3 実施方法	参考 高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人 クラブ活動等を通じて、地域との交流と社会参加、生 きがいを得る場づくりに努めている。	町が民有地を借り受け、牟礼町老人クラブ連合会 いきがいと健康づくり推進部会が、野菜作りを実施	牟礼町のいきがい農園事業については、 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市で実施している関連事 業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよ う合併時までに調整するものとする。
4 費用負担		同部会に対し、年30万円を補助 (町15万円、県15万円(17年度か6廃止))	調整案 全礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の
5 実施状況		週3回集まって作業	翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。

# 協議第37号資料

# 「交通関係事業について」に関する資料

交	通	安	全	運	動	に	つ	١١	て	•	•	• •	•	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•		4	(
交	通	安	全	活	動	に	つ	11	て	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•		4	-
交	通安	全全	資 7	材の	配	布	にっ	<b>L1</b>	て	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•		4	8
市	· 町	民	交 通	傷	害保	障	にっ	) (I	τ	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•		4	(
放	置	車	5 等	≨ 対	策	に	つ	١J	τ	•	•		•			•	•		•	•	•	•	• •	•	!	50~	5	2
チ	ヤイ	ル	ドシ	_	ト助	成	にっ	) (I	τ	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•		5	:
牛	活	バス	路	線	維力	寺 は	<b>.</b>	L.I	7				•														5	2

協定項目	24-16 交通関係事業		部 会 名 土 木
分 類	交通安全運動		
	現	況	
項目	高松市	牟 礼 町	問題点・課題
1 活動内容	・春の交通安全運動 9月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月~1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 2回/年 ・交通安全都市推進協議会 6回/年 ・交通安全母の会連絡協議会 16回/年 ・各種交通安全会議 25回/年	・春の交通安全運動 4月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月~1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 該当なし。 ・県民の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 該当なし。 ・牟礼町交通安全対策協議会 随時 ・交通安全母の会 1回/年	活動内容に差異がある。 対 応 策 高松市の制度に統一する。
			調整案

協定項目	24-16 交通関係事業
分 類	交通安全活動
	現
項 目	高松市牟礼町
1 交通安全指導者研修会	・交通安全母の会指導者研修会 ・保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 ・老人クラブ指導者研修会 ・PTA指導者研修会 ・校区(地区)交通安全母の会研修会 ・商齢者交通指導員研修会
2 交通安全教室 の開催	<ul> <li>・保育所 2回/年(年間延べ100回)</li> <li>・幼稚園 2回/年(年間延べ88回)</li> <li>・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回)</li> <li>・高齢者 延べ15回/年</li> <li>・日親教室 延べ8回/年</li> <li>・地域、団体 延べ18回/年</li> <li>・保育所 1回/年(年間延べ4回)</li> <li>・幼稚園 1回/年(年間延べ4回)</li> <li>・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ4回)</li> <li>・高齢者 該当なし。</li> <li>・帰人会 該当なし。</li> </ul>
3 街頭交通指導 の実施主体等	享 交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等 交通指導員が平日毎朝30分ほど実施している。 ■ が実施している。
4 マナーアップ モデル地区 事業	(指定) 年礼町交通安全モデル地区 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。 (指定) 牟礼町交通安全モデル地区 毎年1自治会を指定 (目的) 交通事故防止、安全で快適な町づくりの ため各地区に根付いた交通安全活動を 積極的に推進することにより、交通安全 思想の普及高揚を図り交通事故のない、 住よいまちづくりを目指すものである。
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全 教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・ 教育・啓発活動を推進している。 (活動内容等) 10名の交通指導員が、平日毎朝、町内主要箇所にて、主に小中学生を対象とした街頭指導を行っている。また、交通安全行事の指導者や来賓として行事に参加している。

部 会 名 土 木

問題点・課題 ・牟礼町では、交通安全指導者研修会を 実施していない。

- ·交通安全教室の開催回数等に差異がある。
- ·街頭交通指導の実施主体等に差異がある。
- ・交通指導員の活動内容等に差異がある。

対 応 策 高松市の制度に統一する。

調整 案 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-16 交通関係事業		部会名 土 木
分 類	交通安全資材の配布		
	現	況	
項 目 1 保育所・幼稚 園・学校関係 資材		配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、こじかクラブワッペン(さぬき地区 交通対策連絡協議会より)	問題点・課題 保育所・幼稚園・学校関係資材の配布等に差異がある。 対応 策 高松市の制度に統一する。
2 街頭補導用 資材	(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員	該当なし。	調整案

協定項目	24-16 交通関係事業										
分 類	類市·町民交通傷害保障										
	現	況									
項目	高 松 市	牟 礼 町									
1 名称	高松市市民交通傷害保険	牟礼町交通傷害保険									
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町の区域内に居住し、住所登録をしている者 (外国人登録者を含む) 町内に通勤及び通学している者									
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで	毎年11月1日から翌年10月31日まで									
	(中途加入は加入の翌日から)	(中途加入は加入受付時)									
4 保険料	年間1人1日 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円									
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。									
6 保険金	死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり 傷害の程度 保険金 (円) 治療期間6ヶ月以上 120,000 治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満 90,000 治療期間3ヶ月以上5ヶ月未満 70,000 治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満 50,000 治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満 30,000 治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満 20,000 治療期間1週間以上1ヶ月未満 10,000 治療期間1週間以上1ヵ月未満 5,000	死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり 傷害の程度 保険金 (円) 治療期間5ヶ月以上 240,000 治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満 180,000 治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満 140,000 治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満 100,000 治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満 60,000 治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満 40,000 治療期間1週間以上1ヶ月未満 20,000 治療期間1週間以上1ヶ月未満 10,000									

部 会 名 土 木

問題点・課題 加入者の資格、保険期間、保険料等に差 異がある。

#### 

なお、牟礼町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。

# 調整案 高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。

協定項目	24-16 交通関係事業			
分 類	放置車両等対策			
	現	況		
項 目	高 松 市	牟	礼	町
1 放策	(内容) 放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。 (対象車両) 125ccを超える車両(2輪車を含む) (対象区域) 道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所	該当なし。		

部 会 名 土 木

問題点・課題 ・牟礼町では放置自動車対策を行ってい ない。

・放置自転車等の禁止区域、撤去までの放置期間及び移送保管料に差異がある。 ・牟礼町では、放置自転車保管後の再利用を行っていない。

対 応 第

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における「放置禁止区域」については、「放置禁止区域、放置整理区域以外の区域」として取り扱うものとする。

調整繁

協定項目	24-16 交通関係事業		部会	名	土	木
分 類	放置車両等対策		- <del></del>			
	現					
項目	高 松 市	牟 礼 町	問	題	点	課題
2 放置自転車対策	(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。 (放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区・放置期間2時間以上(放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電片原町駅地区・放置期間2日以上(放置整理区域、放置整理区域以外の区域)・放置期間7日以上(整理及び撤去)・放置禁止区域、放置整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。	(内容) 町民の良好な生活環境を確保し、町の美観を維持するとともに、町民生活の安全を図る。 (放置禁止区域) 琴電八栗駅周辺 琴電大町駅周辺 ・放置期間 7日以上  (整理及び撤去) ・放置禁止区域及び自転車駐輪場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札などの貼り付けを行い、一定期間経過後撤去作業を実施。その他	文	<del>,</del>	点 ·	策

協定項目	24-16 交通関係事業		部 会 名 土 木
分 類	放置車両等対策		
	<del>.</del> 現	況	
項 目 3 放管後の再 利用	高 松 市  レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所)	章 礼 町 該当なし。	対 応 策

協定項目	24-16 交通関係事業	
分 類	チャイルドシート助成	
	現	況
項 目	高 松 市	单 礼 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシートの着用を推進し、自動車運転中の子どもの安全を守り、交通事故の軽減を図る。
2 対象		牟礼町内在住の6歳未満の乳幼児の保護者。
3 支給数		乳幼児の人数に応じて1人につき1回限り。
4 支給額		1乳幼児につき5,000円以内助成する。

問題点・課題 高松市では、チャイルドシート助成を実施 していない。

対応策 年礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調整案 牟礼町地域におけるチャイルドシート助成 については、合併年度及びこれに続く3年 度に限り、現行のとおり実施するものとす る。

協定項目	24 - 16 交通関係	事業		部 会 名 都 市 開 発
分 類	生活バス路線維持			
項 目 1 内容	現高 調便や廃止になる 足の維持・確保のた			問題点:課題
2 対象路線	A	運行 起 点 新北町 高松駅 高松駅 高松駅	系統	対応策
	川島(レインボー) 川島(サンメッセ) 西植田(サンメッセ) 浦生 引田線(引田)	高松駅 高松駅 高松駅 高松駅	川島車庫前 川島車庫前 西植田 浦生 引田	高松市の制度を適用する。

# 協議第38号資料

# 「上水道事業について」に関する資料

経	営	形	態	`	会	計	制	度	等	に	つ	١١	て	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•		5	6
水		道	:	料	2	蘣	ات	- -	7	)	١J		τ	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		5	7
給	水	装	置	新	設	等	負	担	金	に	つ	11	τ	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		5	8
手		数		料	•	lā	_		つ		١J		τ	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		5	9 -	~ 6	0
浄	水	施	設	の	絲	挂持	<b>†</b> î	管	理	に	つ	1)	て	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		6	, 1
受	1	付	•		ЦΣ	糾	力	に		つ	l	١	τ	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		6	, 2
漏		水	;	対	Š	ŧ	12	_	7	)	١J		て	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		6	, 3
水		質	;	検	1	查	12	-	7	)	١J		τ	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		6	4
参				考					資				料									•	•	•		•	•	•		6	5 5	~ 6	8

協定項目	24-17 上水道事業	
分 類	経営形態、会計制度等	
	<del>.</del> 現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 経営形態	· 上水道事業 · 地方公営企業法適用事業	高松市と同じ。
2 会計制度	・企業会計(複式簿記)	高松市と同じ。
3 事業認可	・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・内容 給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、 国分寺町の一部 給水人口 333,200人 給水量 154,100m <sup>3</sup> (計画1日最大) 水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、 浄水受水 ・目標年次 平成29年度	・第4次拡張事業 ・平成13年8月 事業認可 ・内容 給水区域 牟礼町 給水人口 19,230人 給水量 9,900m³(計画1日最大) 水源の種別等 浄水受水(県営水道用水) ・目標年次 平成25年度

部 会 名 水 道

問題点・課題 事業認可が異なっている。

対応 事業認可については、牟礼町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。

調整案 牟礼町の上水道事業は、高松市の上水 道事業に統合する。

協定項目	24-17 上	水道事業									
分 類	水道料金										
		現					<b>3</b> 7	ł			
項 目		高	松	市			牟	7	礼	町	
1 料金体系	ただし、1	(2)の合計額に 円未満は切り拍金(1か月につき	-	を乗じた額。	<u>ل</u>	、1円未	、(2)の合 満は切り捨 4金・超過料	てる。		5を乗じた	額。ただ
料金の比較表	メータロ		額						<u> </u>	超過料金(1?	当たり又は人員)
= 参考資料			000円			種別	用途	水量	料金	水量	料金
参照			000円				家庭用	.v.=	7 1 302	3,=	1132
	25 40	mm 3,0	000円 000円 000円			計量制	工業用営業用	10m³ま で	900円	1m³につ き	200円
			000円				臨時用	1	3 300円	10m³につき	3,300円
			000円				特殊用	1		1m³につき	400円
			000円			定額制	家庭用	1世帯5人まで	1,00013	1川 につき	220円
	130	111111 100,0	70011			共用	計量制/家庭用	1世帯	900円		22013
	(2)従量料:	金(1ヶ月につき	<del>5</del> )			連用	計量制/家庭用	, '	300[]	1m~に つき	200円
	7,5	I	金	額							
	種別	用途等の別	使用水量	単価 (1m³につき)	( 2		一維持管理 維持管理費		目につき) 維持管理費	ただし、i	遠隔操作の
		一般用	1m³から10m³まで	40円		13 m m	100円	50mm	1,800円	場合は口径	圣13mm以
		メータ口径	11m³から20m³まで	130円		20 m m	180円	75mm	2,100円	上	51 A D I C O
		13mm、	21m³から100m³まで	200円		25 m m	200円	100mm	2,700円		で1か月につ 口径50mm
		20mm	101m³以上	240円		30 m m	320円	125mm	4,000円		n m まで1か
		一般用	1m³から20m³まで	130円		40 m m	380円				00円を加算
	専用栓	メータ口径	21m³から100m³まで	200円				_'		する。	
		25mm以上	101m³以上	240円							
			1m³から20m³まで	65円							
		湯屋用	21m³から100m³まで	100円							
			101m³以上	120円							
		特殊用		480円							
	連用栓	各戸一般用メー として算定する。	タロ径13mmで均	等使用したもの							
2 検針·調定	・隔日(2か)	月に1回)検針			. 4	毎日(1カ	7月に1回)	<b>検針</b>			
		月に1回)調定	(請求)				バラに「回) N月に1回)		校)		
1-0	(10/3/2/13/	л. — , шыл. — ,	(*E'EHA)		<u>'</u>		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	よりくし (日本)	· /		

部 会 名 水 道

問題点: 課題 料金体系及び検針・調定期間が異なっている。

# 対応 策 高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後最初の1年間は概ね75%、2年目は概ね50%、3年目は概ね25%を減免するものとし、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。

# 調整案

ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。

協定項目	24-17 上水道事業		部 会 名 水 道
分 類	給水装置新設等負担金		
項 目 1 徴収対象者	現高 松 市 給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	況 牟 礼 町 高松市と同じ。	問題点・課題 負担金の額が異なっている。
<ul><li>2 負担金の額</li><li>差額表</li><li>= 参考資料参照</li></ul>	メータ口径       金額(1か所につき)         13mm       63,000円         20mm       189,000円         25mm       315,000円         40mm       819,000円         50mm       1,701,000円         75mm       4,662,000円         100mm       9,513,000円         150mm       26,271,000円         メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	メータ口径     金額(1か所につき)       13mm     63,000円       20mm     189,000円       25mm     252,000円       30mm     378,000円       40mm     567,000円       50mm     945,000円       75mm     2,142,000円       100mm     3,843,000円       125mm     5,985,000円       メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	対応策 高松市の制度に統一する。
3 負担金の権利	土地に帰属する。	高松市と同じ。	調整案 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-17 上水道事業	部 会 名 水 道	
分 類	手数料		
	<del>.</del> 現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点:課題
1 設計審查手数料	種 別 金額(1件につき) 新設工事 3,000円	該当なし。	・牟礼町では、設計審査・しゅん功検査・穿 孔・指定工事店登録手数料を徴収していない。 ・高松市では、量水器代・開栓手数料を徴収していない。
	改造工事 2,000円		
2 しゅん功検査 手数料	種 別 金額(1件につき) 新設工事 3,000円 改造工事 2,000円	該当なし。	対応策 高松市の制度に統一する。 なお、牟礼町の指定工事店は、合併時に 高松市の登録業者として取り扱うものとする。
3 穿孔手数料	(円)  給水管 金額(1件につき) 口 径 分水栓穿孔 不断水穿孔 20mm 6,300 25mm 6,300 40mm 10,500 50mm 15,855 75mm 17,745 100mm 26,355	該当なし。	調整案 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-17 上水道事業	部 会 名 水 道	
分 類	手数料		
-II - F1	現	況	
項 目 4 量水器代	高 松 市 該当なし。	# 礼 町  13mm 5,000円 20mm 8,800円 25mm 9,400円 40mm 30,100円 50mm 66,000円、83,000円 75mm 113,000円	問題点:課題
5 開栓手数料	該当なし。	メータ口径に関係なく、手数料として500円を徴収 している。	対 応 策
6 指定工事店登 録手数料	1件につき、17,000円	該当なし。	
			調整案

協定項目	24-17 上水道事業	
分 類	浄水施設の維持管理	
	<b>.</b> 現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所配水池 5か所	配水池(県水受水) 2か所 ポンプ所 2か所
2 維持管理体制	・浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制 ・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 ・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。	・日常点検は行っていない。異常があれば現地対応とする。 ・役場に監視システムがある。 ・夜間休日に異常があれば、役場の宿直者より自宅待機職員(5名で交代)に連絡があり対応する。

部 会 名	水 道

問題点・課題 牟礼町の施設は、遠隔地にあることから、 効率的な維持管理体制が必要である。

対応策 年礼町の配水池等施設については、御殿浄水場における遠隔監視システムによる集中監視を行い、適切な維持管理を行う。

協定項目	24-17 上水道事業	
分 類	受付·収納	
	<del>.</del> 現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、 電話またはファックスで受付している。	開栓は、メータ口径に関係なく、手数料500円を徴収しているので、役場で受付している。
		閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の申請様式で窓口またはファックスで受付している。(押印は特に必要としない。)
2 収納事務	また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、口座振替や金融機関及び 水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。 水道料金等の収納について,6人の私人と収納委 託契約を交わしている。

水 道

問題点・課題・受付事務及び収納事務が、異なっている。

・牟礼町では、水道料金等の収納について私人と収納委託契約を交わしている。

対応策 高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の水道料金等の収納 委託については、合併時までに調整する。

<u>調整</u><u>案</u> 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-17 上水道事業		部 会 名 水 道
分 類	漏水対策		
	現	況	
項 目 1 漏水修繕待機 業務		年 礼 町 役場宿日直職員からの連絡により、水道課の当番 職員に連絡を取り、緊急呼び出しを行い、水道課職 員が指定工事店に連絡して対応している。 指定工事店の待機体制はとってない。	問題点・課題 ・漏水修繕待機体制が異なっている。 ・牟礼町では、漏水調査業務を定期的に 行っていない。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	地下漏水の早期発見を行うため、町内全域を対象に、平成16年度から3年計画で、町内全域を調査している。	
			対 応 策   高松市の制度に統一する。   調 整 案   高松市の制度に統一する。

	協定項目	24-17 上水道事業	
	分 類	水質検査	
		現	況
	項目	高 松 市	牟 礼 町
1	検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県東讃保健福祉事務所及び香川
			県環境保健研究センター)
2	定期水質検査	毎日検査:3浄水場の浄水及び県営水道用水を 受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓 で実施	毎日検査:6か所の給水栓で実施
		毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で 毎月検査、18箇所で隔月検査を実施	毎月検査:2か所の給水栓で実施
		毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓 は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所 の配水池は、年2回実施	毎年検査:2か所の給水栓で実施
3	臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施	水源の水質が著しく悪化したとき。
4	工事設計書に 記載すべき水 質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必 要とする水質検査を実施	該当なし。
5	その他緊急時 の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質 検査及び水質相談	高松市と同じ。
6	情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道 広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名 水 道

問題点: 課題 ・水質検査体制が異なる。

· その他緊急時の水質検査及び情報提供 の方法が異なっている。

対応 策 高松市の制度に統一する。

調整案 高松市の制度に統一する。

#### 参考資料

#### 1 経営形態と会計処理

牟礼町水道事業を高松市水道事業に統合する。 会計処理についても高松市水道事業会計に統一して処理する。

#### 2 水道料金

牟礼町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。

ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加をさけるため、その増加額について、合併後3か年の段階的緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に合わせるものとする。

## 水道料金の比較

家庭用	1か月の 使用水量	高松市	牟礼町	差額
	$m^3$	円	円	円
	0	1,050	1,050	0
	10	1,470	1,050	420
	15	2,152	2,100	52
メータ口径	20	2,835	3,150	315
13mmの場合	30	4,935	5,250	315
「別間のプラカロ	50	9,135	9,450	315
	100	19,635	19,950	315
	110	22,155	22,050	105
	150	32,235	30,450	1,785
	0	2,100	1,134	966
	10	2,520	1,134	1,386
	15	3,202	2,184	1,018
メータ口径	20	3,885	3,234	651
20mmの場合	30	5,985	5,334	651
との間間のが物口	50	10,185	9,534	651
	71	14,595	13,944	651
	100	20,685	20,034	651
	150	33,285	30,534	2,751

家庭用	1か月の 使用水量	高松市	牟礼町	差額
	$m^3$	円	円	円
	0	3,150	1,155	1,995
	29	7,770	5,145	2,625
メータロ径	50	12,180	9,555	2,625
スータロ1空 2.5mmの場合	100	22,680	20,055	2,625
2 3 1111110 2 2 3 日	150	35,280	30,555	4,725
	200	47,880	41,055	6,825
	500	123,480	104,055	19,425
	0	7,980	1,344	6,636
	100	27,510	20,244	7,266
メータロ径	145	38,850	29,694	9,156
メータロ1空 40mmの場合	200	52,710	41,244	11,466
4 0 1111110 2 2 3 日	400	103,110	83,244	19,866
	500	128,310	104,244	24,066
	1,000	254,310	209,244	45,066

(注) 印は各口径別の平均使用水量を示している。

高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応

牟礼町の水道使用者の91.4%を占める口径13mm家庭用の場合、負担が減少する使用者は、1か月の使用量16m³から107m³で59.4%、また、口径13mm工業用・営業用などを合わせると、全体の62.4%が減少し、負担の増減がないものの比率は3.4%となっている。

一方、口径 1 3 mm家庭用の場合で、 1 か月の使用量が 1 5 m  $^3$ 以下については、牟礼町では基本料金に基本水量 1 0 m  $^3$ が含まれていることから高くなり、また、 1 0 8 m  $^3$ 以上と口径 2 0 mm以上の大口使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、全体では 3 4 . 2 % が高くなる。

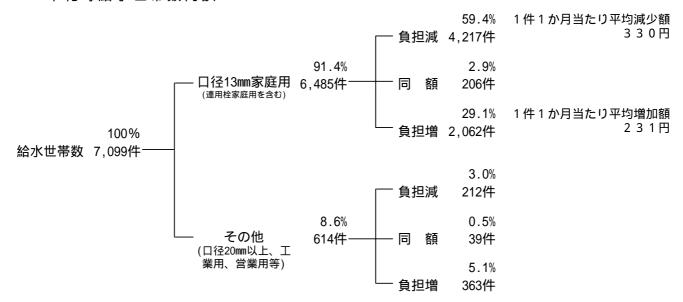
負担が増える使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがあることから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するものとする。

緩和措置の適用方法は、水道料金の増加額について、概ね、1年目はその75%を、2年目は50%を、3年目は25%を減免措置するものとする。

## 緩和措置を適用した場合の水道料金の推移 (4年目に高松市の料金と統一)

	1か月の 使用水量	牟礼町 の料金	É	合併後の	料金(円	)	高松市 の料金
h 50/7 4 2	( m³)	(円)	1年目	2年目	3年目	4年目	(円)
メータロ径 13mm 完成日の担合	5	1,050	1,102	1,155	1,207	1,260	1,260
家庭用の場合	10	1,050	1,155	1,260	1,365	1,470	1,470
	15	2,100	2,112	2,126	2,138	2,152	2,152
	150	30,450	30,896	31,342	31,788	32,235	32,235

## 牟礼町給水世帯数内訳



## 牟礼町における使用実績の分布

			(1か月につき)
使用区	<u>(</u> 分) 使用量	該当栓数	構成
	$0 \mathrm{m}^3 \sim 10 \mathrm{m}^3$	1,655	23.3%
	$11 \mathrm{m}^3 \sim 20 \mathrm{m}^3$	2,374	33.5%
家庭用  メータ口径13mm	$21 \mathrm{m}^3 \sim 30 \mathrm{m}^3$	1,387	19.5%
グーグロ1空13       (連用栓家庭用を含む)	$31 \mathrm{m}^3 \sim 100 \mathrm{m}^3$	1,058	14.9%
	101m³~	11	0.2%
	小計	6,485	91.4%
家庭用メータ口径20	mm以上	102	1.4%
工業用		132	1.8%
営業用		274	3.9%
臨時用	19	0.3%	
特殊用	87	1.2%	
合計	7,099	100.0%	

牟礼町の栓数の構成は、家庭用 メータ口径13mm(連用栓家庭用を 含む)が91.4%を占める。 このうち、1か月に10m³までの使 用者が23.3%、30m³までの使用 者になると76.3%を占める。

## 料金表の比較(参考)

## 高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。

#### (1)基本料金(1か月につき)

メータ口径	金 額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

### (2)従量料金(1か月につき)

2 ) IX. == 1 <sup>-1</sup>	用途等の別		額
種別		使用水量	単価 (1m³につき)
	一般用	1m³から10m³まで	40円
	メータ口径	11m³から20m³まで	130円
	13mm、	21m³から100m³まで	200円
	20mm	101m³以上	240円
	一般用 メ-タロ径 25mm以上	1m³から20m³まで	130円
専用栓		21m³から100m³まで	200円
		101m³以上	240円
	湯屋用	1m³から20m³まで	65円
		21m³から100m³まで	100円
		101m³以上	120円
特殊用			480円
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。		

## 牟礼町水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。

#### (1)メーター維持管理費(1か月につき)

口径	維持管理費
13mm	100円
20mm	180円
25mm	200円
30mm	320円
40mm	380円
50mm	1,800円
75mm	2,100円
100mm	2,700円
125mm	4,000円

ただし、遠隔操作の場合は、口径13mmから40mmまでは1か月につき200円を、口径50mmから125mmまでは1か月につき400円を加算する。

#### (2)基本料金・超過料金(1か月につき)

種別	用途	基本料	·金	超過料金					
作里力リ	刻 E	水 量	料金	水量等	料金				
	家庭用								
計量制	工業用		000	1m³につき	200円				
	営業用	10m³まで	900[]	TIII に Je	200[]				
	湯屋用	10m & C							
	臨時用		3,300円	10m³につき	3,300円				
	特殊用		1,600円	1m³につき	400円				
定額制	家庭用	1世帯5人まで		1人につき	220円				
共用	計量制/家庭用	1世帯10m³	900円	1m³につき	200円				
連用	計量制/家庭用	まで		וווו ונ טפ	200				

## 3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均 7,3 0 0 円牟礼町より高くなり、改造工事においても、 4,0 0 0 円負担が増える結果となるが、負担金・手数料は毎年負担するものではなく、影響は少ないと判断される。

負担金の比較

(単位:円)

			( <u> </u>
メータ口径	高松市	牟礼町	差額
1 3 mm	63,000	63,000	0
2 0 mm	189,000	189,000	0
2 5 mm	315,000	252,000	63,000
4 0 mm	819,000	567,000	252,000
5 0 mm	1,701,000	945,000	756,000

#### 【高松市及び牟礼町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件:ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	牟礼町	差額
負 担 金	63,000	0	
設計審査手数料	3,000	0	3,000
しゅん功検査手数料	3,000	0	3,000
穿孔手数料	6,300	0	6,300
量水器代	0	5,000	5,000
合 計	75,300	68,000	7,300

高松市の穿孔手数料については,自社穿孔の場合は 徴収しない。 試算条件: 既設給水装置(25mm未満)を使用して改造 工事を施工した場合

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

			( <del>+                                      </del>
	高松市	差額	
設計審査手数料	2,000	0	2,000
しゅん功検査手数料	2,000	0	2,000
合 計	4,000	0	4,000

牟礼町は申請用紙代のみ請求1枚50円

4 牟礼町の水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

牟礼町の配水池等の施設は広範囲にあることから、効率的に管理するため、 遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

配水管等については、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

5 牟礼町におけるお客さまサービスの向上

牟礼町においては、平成12年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が高く、鉛管の取替については、下水道工事及び修繕工事時等で行っている。

今後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、自己検査体制を有していることから、水源からじ

や口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

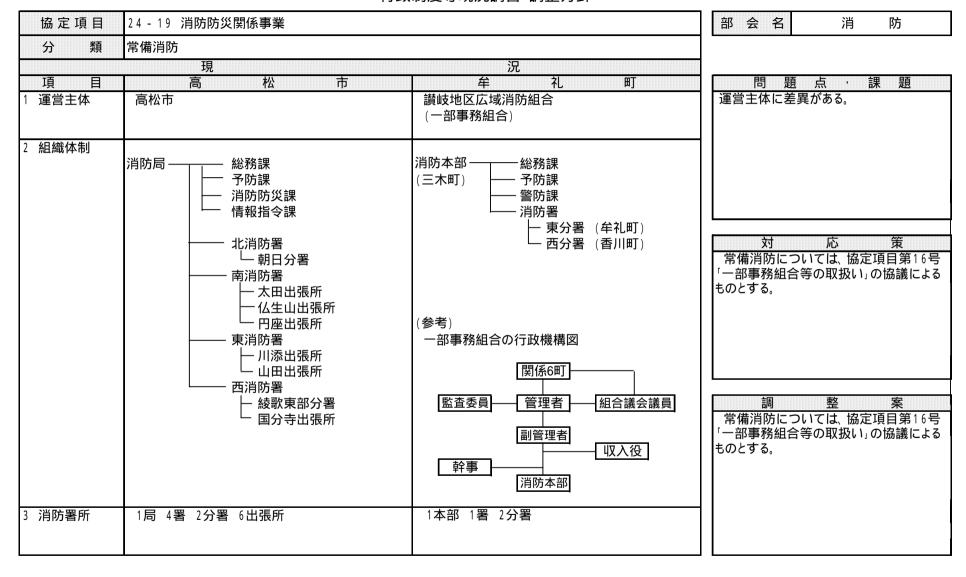
自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、災害時等においても 安定給水を行うことができる。

県営水道用水の受水比率が100%となっていることから、自己処理水との併用により、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

# 協議第39号資料

# 「消防防災関係事業について」に関する資料

常	備	消	Í	防	に	•	つ	<b>١</b> ١	て	•	•	•	 •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	7 0	~ 7	7 2
防	災	可	体	等		に	つ	l I	τ	•	•	•	 •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	7	7 3
地	域	防	災	計	画	に	つ	١J	τ	•	•	•	 •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	7	7 4
防	<b>;;</b> ;	行	īΕΦ	無	線	17	7	L١	7																		-	7 -



	協定	項目	24-19 消防防	災関係事業				部	会 名	消	防
	分	類	常備消防					·			
	項	目	現 高	松市		況 	囲丁		問題	点:	課題
4	人員		消防局	· 総務院所	139人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	── 予防課 ── 警防課 ── 消防署 ── 東分績	(県派遣1人) 7人 9人 28人 署 25人		対調	応整	案

協定項目	24-19 消	防防災関係事業	É								部会
分 類	常備消防										
		現					況				
項 目		<b>影</b> 松		市			牟	礼	町		問
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原	因調査車		1	1
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	查察車			1	1
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車			2	1
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号			1	1
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工	作車		1	1
		ポンプ車	1	查察車	1		指令車			1	1
		梯子車	2	積載車	1		消防ポ	ンプ自動車		2	1
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付:	消防ポンプ自	動車	1	1
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積	載車		1	1
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格	救急車		2	対
		化学車	2	查察車	1	東分署	梯子付	消防ポンプ自	動車	1	1
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	(牟礼町)	消防ポ	ンプ自動車		1	1
		タンク車	1	広報車	1		水槽付款	消防ポンプ自	動車	1	1
		救助工作車	1	查察車	1		軽四積	載車		1	1
		高規格救急車	1				広報車			1	1
	太田出張所	タンク車	1				高規格			1	1
	仏生山出張所		1			西分署		防ポンプ車		1	1
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車		(香川町)	消防ポ	ンプ自動車		1	1
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1			消防ポンプ自	動車	1	l
		タンク車	1	広報車	1		積載車			1	調
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積	載車		1	1
	川添出張所	ポンプ車	1				広報車			1	1
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車			高規格	救急車		1	1
	西消防署	指令車	1	高規格救急車	1						1
		タンク車	1	広報車	1						1
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1						ı <b>İ</b>
	綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1						
		ポンプ車	2	査察車(軽)	1	]					1
	国分寺出張所	「ポンプ車	1								ı <b>İ</b>

対	応	策	

調	整	案	

協定項目	24-19 消防防災関係事業		部 会 名 消 防
分 類	防災団体等		
	<b>.</b> 現	況	
<u>項</u> <u>目</u> 1 防火団体等	高 松 市 ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ)	全 礼 町 ・	問題点・課題 防火団体及び自主防災組織に差異がある。
2 自主防災組織	(組織数) 326 (結成自治会) 407自治会 (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材 を購入して配布している。	(組織数) 22 (結成自治会) 28自治会 (支援) 年礼町自主防災組織推進事業補助金交付規程に 基づき事業を行った組織に対し、補助を行っている。	対 応 策 高松市の制度に統一する。 調 整 案 高松市の制度に統一する。

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分 類	地域防災計画	
	現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市地域防災計画 	牟礼町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年   (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成10年度に見直しをしている。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災対策を
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害底対策計画 4 災害復旧·復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害高対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名 総 務

問題点・課題 地域防災計画に差異がある。

対応 策 地域防災計画については、両市町の地域 特性等を踏まえ、合併後速やかに牟礼町地域を含めた計画に見直す。

高松市の制度に統一する。

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分 類	防災行政無線	
	現	況
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐	牟礼町の防災体制の確立のため、災害時における
	れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報	通信連絡の確保と災害情報の伝達及び広報活動に
	の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置	よる予告、通報等の連絡を円滑にし、住民の福祉の
	している。	増進に資するため、無線放送施設を設置する。
2 施設	【移動系無線】	【移動系無線】
	施設整備年度 平成2年度	施設整備年度 平成4年度
	基地局 高松市役所 本庁舎内	基地局 牟礼町役場 本庁舎内
	移動局数 49局	移動局数 30局
	車載携帯型 25局	車載携帯型 10局
	集落可搬型 22局	集落可搬型 -
	携帯型 2局	携帯型 20局
	<b>周波数MH</b> z 466.7625 <b>MH</b> z	周波数MHz 466.0MHz
	(更新について、検討中。)	
	【同報系無線】	【同報系無線】
	施設なし。	施設整備年度 平成6年度
	(整備について、検討中。)	基地局 牟礼町役場 本庁舎内
		屋外拡声子局数 8 局
		戸別受信機設置数 2,394戸
	A-10.1	周波数 69.150 <b>M</b> Hz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格
		町内在住 公共機関 希望する町内事業所等
		₩ 12-144
		受信機
		貨与
		経費負担
20 新 至 無 始		1台当たり 5,000円

移動系無線

車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線

市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。

部 会 名	総	務	

### 問題点·課題

- ・無線施設が異なる。
- ·両市町の基地局の接続方法等を検討する 必要がある。
- ・牟礼町は、戸別受信機を貸与している。
- ·高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

#### 対 応 策

- ・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。
- ・市町の各無線施設の接続方法について は、合併時までに調整する。
- ·戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

### 調 整 案

牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。

# 協議第40号資料

# 「学校教育事業について」に関する資料

公	立 学 校	管 理 業	務に	つ い	て		
学	校 給	食に	. っ	11	τ		
奨	学制度等	等の支援	制 度に	つ い	τ		(
保	護者負	担軽減	対策に	つ い	τ	• • • • • • • • • • • • • • 8 0 ~ 8	2
学	校 教	育 指 導	にっ	11	τ		; ;
公	立 幼	稚 園	にっ	L١	τ		; 2

協定項目	24-20 学校教育事業	
分 類	公立学校管理業務	
	現	況
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 幼稚園	(施設数) 18 園	(施設数) 4 園
	(学級数) 70 学級	(学級数) 13 学級
	(園児数) 1,991 人	(園児数) 240 人
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校	(施設数) 3校
	(学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級	(学級数) 普通 37学級 特殊 4学級
	(児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(児童数) 普通 1,053人 特殊 7人
3 中学校	(施設数) 18 校	(施設数) 1校
	(学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級	(学級数) 普通 15学級 特殊 2学級
	(生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(生徒数) 普通 513人 特殊 5人
4 高等学校	(施設数) 1 校	該当なし。
	(学級数) 普通科 2.4 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級	
	(生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	

間	題	点	•	課	題

対	応	策	

調	整	案	
牟礼町の公立:	学校につい	ては、高	高松市の
公立学校として引	けき継ぐも(	のとする。	

平成16年5月1日現在

協定項目	24-20 学校教育事業	
分 類		
-	現	況
項 目	高 松 市	牟 礼 町
	・単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、 市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む) 中学校18校)の給食調理をしている。 ・共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者 委託により給食の配送をしている。	幼稚園3園(幼保一元化事業を実施している原幼稚園を除く)、小学校3校、中学校1校の給食調理をしている。 ・町所有の給食運搬車で職員が配送している。
	(幼稚園) 該当なし。 (小学校) 低学年 1食210 円 中学年 1食225 円 高学年 1食240 円 (中学校) 1食260 円	(幼稚園) 3才児 1食190円 4,5才児 1食198円 (小学校)低学年 1食216円 高学年 1食237円 (中学校) 1食262円
	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成 部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立 が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高 松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中 学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教 育委員会職員	
方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、物資購入委員会において物資の確認、入札後、業者が確定し、発注する。
5 幼稚園給食	該当なし。	毎日給食を実施している。

部 会 名 教 育

### 問題点:課題

·調理·配送方法、給食費、献立作成方法 及び給食材料購入方法に差異がある。

・高松市では幼稚園給食を実施していない。 い。

#### 対 応 策

合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の

- ·学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとする。
- ·給食配送方法については、合併時までに 調整するものとする。

### 調整案

合併年度は現行のとおりとし、合併年度 の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園 給食については、牟礼町の学校給食セン ターにおいて実施するものとし、給食配送 方法については、合併時までに調整するも のとする。

協定項目	24-20 学校教育事業		部 会 名 教 育
分類	奨学制度等の支援制度		
	現	況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問題点:課題
1 奨学制度	(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の 盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000円/月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済	該当なし。	・牟礼町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学 奨励事業について、牟礼町では町単独 分を支給していない。  対 応
要保護児童生 徒就学奨励事 業		(学用品費、通学品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (町単独分) 支給していない。	調整案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
	学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護児 童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費に ついては実費を支給している。	学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護 児童生徒就学奨励費の半額を支給。	

協定項目	24-20 学校教育事業					
分 類	保護者負担軽減対策					
項 目 1 就園奨励費補 助	現 高 松 市 (対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯(支給額) 授業料等減免 減免限度額(円)(1人当たり年額) 市民税所得割額 非課税世帯 第1子 20,000 第3子 64,000 第3子 64,000 第3子 253,000 市民税所得割額 第1子 104,900 非課税世帯 第2子 176,000 第3子 246,000 第3子 246,000 第3子 246,000 第3子 246,000 第3子 241,000 第3子 241,000 第3子 241,000 第3子 241,000 第8,801円以上 第2子 147,000 第3子 237,000	現場となる範囲  (対象となる範囲)				
	(支給方法) 市立幼稚園は減免 私立幼稚園は年2回現金支給	(支給方法) 減免対象者について、減免額を差し引いて授業料 を納入				
2 私立幼稚園就園費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始 期に達するまでの者で、市民税が102,100円を 超える世帯 (補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。	該当なし 牟礼町では、私立幼稚園がない。				

部 会 名 教 育

#### 問題点:課題

・牟礼町においては、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。

- ·児童生徒副読本支給の費用負担等、中学校新 人·総合体育大会補助及び学校行事等参加補助 に差異がある。
- ・高松市では、クラブ・部活動等補助、障害児学 級活動補助について実施していない。

#### 対 応 策

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における

- ・クラブ・部活動等補助については、合併年度は 現行のとおりとする。
- ・中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、食糧費を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。
- ・障害児学級活動補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

#### 調 整 案

高松市の制度に統一する。

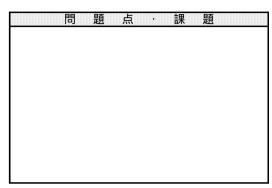
ただし、牟礼町地域における

クラブ·部活動等補助については、合併年度は 現行のとおり実施するものとする。

障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

	協定項目	24-20 学校教育事業	
	分 類	保護者負担軽減対策	
		現	況
	項 目	高 松 市	牟 礼 町
3	第3子以降の	(対象)	該当なし。
	幼稚園授業料	同一保護者が、現に養育している3人以上の児	
	等の軽減・助	童のうち、その出生の順番が第3位以降であり,満	
	成制度	3歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
		(補助額)	
		│ 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨 │ 励費の限度額を超えない金額	
1	児童生徒副読	伽真の限度顔を超えない金額   (費用負担)   高松市が負担	  (費用負担) 保護者が負担
7	本支給	(内容)	(内容)
	· T· X MI	・小学校1~6年生 「わたしたちの体育」、「道徳	・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・
		(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」	·牟礼小·牟礼北小1~6年生「道徳読み物資料」
		・小学校3~4年生に「高松の今と昔」	(1校のみ3~6年生)
		・中学校1~3年生に「道徳(かけがえのない君だ	・中学校1~3年生に「道徳(かけがえのない君だ
		から)」	から)」
5	大学等教育資	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の	該当なし。
	金融資制度利	経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入	
	用者利子補給	学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のう	
	制度	ち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利	
6	中学校新人	│ 子補給する。 │(補助内容)	(補助内容)
٥	総合体育大会		(補助的音)   木田郡中学校新人大会及び木田郡中学校総合体
	心口怀日八乙	商松川中子牧体自品に対し、人会に参加する主に  輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を	
		交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準	を図るため、輸送費を町で負担している。参加人数に
		により、一部補助している。	より、バス借上、マイクロバス借上、タクシー借上等、
			輸送方法を考慮している。
		(高松市中学校新人体育大会)	(木田郡中学校新人体育大会)
		輸送費の一部を補助	輸送費の全額を補助
		(香川県中学校新人体育大会)	(香川県中学校新人体育大会)
		補助なし	輸送費の全額を補助
		(高松市中学校総合体育大会)	(木田郡中学校総合体育大会)
		輸送費の一部を補助	輸送費の全額を補助
		(香川県中学校総合体育大会)	(香川県中学校総合体育大会)
		│ 補助なし  (四国中学校総合体育大会)	輸送費の全額を補助 (四国中学校総合体育大会)
		(四国中子校総合体育人芸)   交通費の全額を補助	(四国中子仪総合体自入会)   交通費・宿泊費・食糧費の全額を補助
1		文通真の主領を補助  (全国中学校総合体育大会)	文通真*相加員*長種真の主領を補助     (全国中学校総合体育大会)
		交通費の全額を補助	交通費・宿泊費・食糧費の全額を補助

部 会 名 教 育



対	応	策	

調	整	案	

協定項目	24-20 学校教育事業		兽	郭 会	名		教	育
分 類	保護者負担軽減対策							
	現	況						
項 目	高 松 市	牟 礼 町			問	題点		果題
7 学校行事等参加補助	(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。 (中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校体育部活動(新人・総体を除く)及び中学校文化部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。	(中学校) 中学校体育部活動の大会参加(新人・総体を除く)			対	応		策
3 クラブ·部活動 等補助	(補助内容) 該当なし。	(補助内容) 町内の各小・中学校部活動、クラブ活動の推進を図るため、補助金を交付している。 ・クラブ活動(小4~6年)1人当たり400円を補助。 ・部活動(中1~3年)1人当たり500円を補助。			調	整		案
)障害児学級 活動補助	(補助内容) 該当なし。	(補助内容) 障害児学級のある小・中学校に対して、諸行事・諸 活動の補助金を交付している。 牟礼中 30,000円 牟礼小 60,000円 牟礼北小 30,000円			н <sup>-</sup>	15-		<i>*</i> *

協定項目	24-20 学校教育事業	
分 類	学校教育指導	
	現	況
項 目 対育用パソコン 整備状況	高 松 市 国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は 児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普 通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	牟 礼 町 各小・中学校のパソコン教室のみ整備。そのうち、 小学校は機種が古いので、更新が必要。各小・中 学校の校内LANは未整備
2 英語指導助手 派遣	(配置状況) 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置 (派遣回数) 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回	(配置状況) 町招致英語指導助手 1名を1中学校と3小学校、公民館に配置 県招致英語指導助手 該当なし。 (派遣回数) 小学校 3小学校に毎週1回 中学校 1中学校に毎週2回 公民館 毎週2回
3 学校図書館 指導員等の 配置	高松市立各小・中学校に図書館指導員として12名派遣し、週3校または2校に分かれて計30校の学校に配置している。	

部 会 名 教 育

#### 問題点:課題

- ·英語指導助手の配置状況、派遣回数に 差異がある。
- ・高松市においては、学校図書館専任司書 を配置していない。

### 対 応 策

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

## 調整案

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

	ᄺ							
	協定項目	24-20 学校教育事業						
	分 類	公立幼稚園						
		現別						
	項 目	高 松 市	年 礼 町					
1	幼稚園授業料 の金額	月額 5,900円	月額 5,500円 平成17年4月1日より月額5,700円に改定。					
2	幼稚園授業料 の納付方法、 納付時期	幼稚園が保護者より、その月の10日までに 口座振替等で徴収。保護者より徴収した授業料 をまとめて幼稚園が高松市に納入。	幼稚園が保護者より、その月の末日までに 口座振替等で徴収。保護者より徴収した授業料 をまとめて幼稚園が牟礼町に納入。					
3	幼稚園園児 募集	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載 と各園に通知する。入園手続きは各園で実施する。 募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施 し、入園者を決定する。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
4	園区	該当なし。	·原幼稚園 中村、西村、王子 他16自治会 ·大町幼稚園 川西、川東、役戸 他12自治会 ·田井幼稚園 南神、田井、公務員住宅 他8自治会 ·栗山幼稚園 木戸、川原、王墓 他15自治会					
5	定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師 を加配する。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人	定員は、原幼稚園90名、その他3園は各120名 (3歳児) 1クラス20名を超えると2クラス又は1名加配 (4歳児) 1クラス30名を超えると2クラス又は1名加配 (5歳児) 1クラス30名を超えると2クラス又は1名加配					

部 会 名 教 育

問<u>題点・課題</u> ・幼稚園授業料の納付方法等及び園児募集 方法に差異がある。

·牟礼町では1クラスの定員を超える場合がある。

・牟礼町には園区がある。

#### 対 応 策

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における

- ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。
- ・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
- ・牟礼町の園区については、現行のとおり継 続するものとする。

なお、学級定員の取扱いについては、合併 時に在園中の者が卒園するまでは現行のとお り継続するものとする。

### 調整案

高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域における

幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。

幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

牟礼町の園区については、現行のとおり継続するものとする。

# 協議第41号資料

# 「その他の事業について」に関する資料

(協議第41号)幼 保 -	- 元 化 事	業について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8 6
---------------	---------	-------	---	-----

協定項目	24-23 その他の事業(幼保一元化事業)	
分 類	幼保一元化事業	
現況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 概要	該当なし。 参考(連携事業の実施等) 隣接する幼稚園・保育所における行事等の合同開 催や職員の相互体験、合同研修など連携事業を実施している。 また、市立保育所・市立幼稚園のあり方を検討し、 高松市立幼稚園・保育所一元化検討会(庁内組織) において、幼保一元化を検討している。	はらこどもセンターにおいて平成14年度から東部 保育所と原幼稚園の幼保一元化事業を実施している。平成14年度は合同行事の一元化に取り組み、 平成15年9月から保育の一元化をスタートしている。 一元化内容 ・行事の一体化と施設の共用、保護者への協力体 制づくり ・幼・保職員によるチーム保育、保育教育の指導 計画の一元化 ・幼・保の枠を超えて職員配置、幼児保育職員の 専門職としての意識の高揚、協力体制の強化
2 職員体制		センター長 1人 幼稚園長及び保育所長 各1人 教諭及び保育士(幼)3人(保)15人 調理員3人 その他職員2人
3 園児及び定員		(定員)保育所90人·幼稚園90人 入所決定は、保育所は町長名で、幼稚園は教育委 員会名で通知している。
4 保育時間及び 教育時間		(保)7:30~19:00(最長) (幼)8:00~15:00(水曜日は13:30まで)
5 保育料及び授 業料		(保) 牟礼町保育所徴収基準額 (幼) 5,500円(減免規定あり)
6 共同保育		幼稚園教育要領と保育所指針を基にはらこどもセンター独自の保育内容を設定し、保育教育をしている。
7 給食		・(幼稚園) 4・5歳児 3,250円、3歳児 2,920円 ・(保育所) 町費と保育料の一部から賄う。 幼稚園児、保育所児の給食は、はらこどもセン ターで一元的に調理している。

部 会 名 健 康 福 祉 ・教 育

# 問題点:課題

高松市では、連携事業を実施している が、幼保一元化事業については、検討中で ある。

### 対 応 策

牟礼町の幼保一元化事業については、 高松市に引き継ぐものとする。

### 調整案

牟礼町の幼保一元化事業については、 高松市に引き継ぐものとする。